

県内事業者のみならず 平成30年度より新規スタート
事業活動における生物多様性に関する取り組みを応援します！

しが生物多様性取組認証制度

～生きものを守り、自然資源を持続的に利用されている事業者を応援します～

応募期間

平成30年(2018年)

10月1日(月)～11月30日(金)



「しが生物多様性取組認証制度」は生物多様性の保全や自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を滋賀県知事が認証します。

申請書類・応募書類等は、以下の滋賀県ホームページより入手できます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/shizenkankyo/300710.html>

しが 生物多様性 認証

検索

お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3483 / FAX 077-528-4846
E-mail dg00@pref.shiga.lg.jp



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

しが生物多様性取組認証制度

募集概要

申請対象者

- ◆滋賀県内に本社または事業所をおく事業者および団体等（法人、個人事業者、教育機関（高等学校、大学等）など）
- ☆幅広い業種の事業者にご応募いただける制度です

認定の対象

- ◆生物多様性の保全や自然資源の持続的な利活用に資する取り組み
- ◆上記取り組みの推進体制



認証の審査

- ◆チェックシートのチェック項目数により、1つ星、2つ星、3つ星の3段階で認証します。
- ☆チェックシートには事業者が実施できる生物多様性に関する項目が幅広く記載されています。思わぬ取り組みが生物多様性の保全や利活用に関わっていることもあります。新たな発見や取り組みの進展にご活用いただけます。
- ◆認証を受けてから3年後に認証の更新が必要となります。

認証事業者への支援

- ◆滋賀県知事名の認証書を授与します。
- ◆認証マークをPRに使用することができます。
- ◆認証事業者の名前を滋賀県ホームページで紹介しPRします。



スケジュール

	平成30年 7月～9月	10月～11月	平成31年 1月～3月
説明会	→		
申請受付		→	
審査会			→
認証書授与			→



応募方法

- ◆県ホームページに掲載の応募申請書を記載のうえ、ご提出ください。
- 応募申請用紙やチェックシートの解説等は滋賀県ホームページ（下記URL）より入手できます。
- <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/shizenkankyo/300710.html>

お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3483 / FAX 077-528-4846 / E-mail dg00@pref.shiga.lg.jp